

【第4回】那賀川水系大規模氾濫減災協議会
議事概要

1. 日時：平成30年5月15日（火） 10:00～11:00
2. 場所：阿南市役所高層棟3F305会議室
3. 出席者：会 員
岩浅阿南市長
濱田小松島市長
坂口那賀町長
瀬尾徳島県県土整備部部長（代理：赤堀河川整備課長）
九十九徳島県南部総合県民局津波減災部長
正木徳島県南部総合県民局県土整備部長
戸田徳島県南部総合県民局県土整備部＜那賀＞副部長（代理：林次長）
大塚徳島県企業局総合管理事務所長
天満気象庁徳島地方気象台長
赤澤国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長
事務局
国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所・徳島県県土整備部河川整備課
4. 配付資料 次第、配席図、出席者名簿、協議会等経緯一覧
＜資料1＞水防法等一部改正及び緊急行動計画について
＜資料2＞規約改正について
＜資料3＞減災対策協議会に係る取組方針（案）について
＜資料4＞平成29年度取組事例及び平成30年度取組予定
5. 議事
 - 1) 事務局（那賀川河川事務所）説明
水防法等一部改正及び緊急行動計画に関する取組などを説明。
水防法に基づく協議会へとなるために規約改正及び取組方針の変更を実施する旨を伝えた。
 - 2) 協議会会員からの意見等
資料毎に事務局説明後、協議会会員から意見等を求める。

6. 主な意見等

- ・このような計画を進めていくというのは重要なことは理解している。その上で、河川内の樹木の伐採及び土砂の掘削を行い、海岸に持って行くというのはどうか。
- ・气象台においては、住民や自治体が、危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、分かりやすく情報を提供していくことを昨年度より実施している。
- ・那賀川に架かる橋の名称が似通っており、災害時に混乱する可能性がある。
- ・河川の土砂掘削については、美波町において事例があるが、課題もあるようである。

などの意見が出された。

7. 結果等

- ・今回の協議会で承認を経て「那賀川水系大規模氾濫減災協議会」と名称が変更となり、併せて水防法に基づく減災協議会へと生まれ変わった。
- ・要配慮者利用施設数における避難計画の作成・避難訓練の実施が義務化となり、協議会内での3市町について対象施設及び未提出施設数の共有を行うこととなった。
- ・新学習指導要領により平成32年度より全国の小学校で防災教育が実施されるに先立ち、モデル校で試験運用を開始し、問題点等を抽出。スムーズな開始に繋がるよう検討を進めていく。